

獣医学教育評価における教員の定義について

獣医学教育が主務と見なせる教員（獣医学に関わる教育組織の教員数に算入できる教員）の種類とその定義

職名	定義
基幹教員	<p>(1) 教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員(助手を除く。)であって、当該教育課程に係る主要授業科目を担当する教員(専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。)又は1年につき8単位以上の当該教育課程に係る授業科目を担当する教員を基幹教員という。</p> <p>(2) 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する教員であって、獣医学科(もしくは獣医学課程)のみに算入される者については、獣医学教育が主務と見なせる教員として、本評価基準における獣医学に関わる教育組織の教員数に算入できる。なお、専ら教養科目等を担当する基幹教員及び助手については、本評価基準における獣医学に関わる教育組織の教員数に算入できない。</p> <p>(3) 基幹教員のうち、複数の学部(他の大学若しくは専門職大学に置かれる学部又は短期大学に置かれる学科を含む。)において、それぞれ8単位以上の教育課程に係る授業科目を担当する者については、獣医学教育モデル・コア・カリキュラムの講義科目又は実習科目に相当する1科目につき総コマ数の2/3を超える時間数を担当している場合に、獣医学教育が主務と見なせる教員として、本評価基準における獣医学に関わる教育組織の教員数に算入できる。</p> <p>(4) 学科制(もしくは課程制)を採用していない大学であって、かつ上記の算入が困難な場合は、個々の教員が受け持つ獣医学生のための授業時間の総授業時間に対する割合から、明らかに獣医学教育が主務と見なせる教員の数を申告する。</p>
兼任教員	<p>(1) 他の学部・学科(もしくは課程)・附属施設(研究センター等)等に基幹教員として所属する者を兼任教員という。本評価では、モデル・コア・カリキュラム科目に相当する1科目につき総コマ数の2/3を超える時間数を担当している者を「兼任教員1」とし、それ以下のコマ数を担当する教員を「兼任教員2」とする。</p> <p>(2) 「兼任教員1」は、獣医学教育が主務と見なせる教員として、本評価基準における獣医学に関わる教育組織の教員数に算入でき</p>

	るが、「兼担教員2」は算入できない。
兼任教員 (いわゆる非常勤講師)	<p>(1) 非常勤として当該学科（もしくは課程）の授業を担当する者又は当該大学が時間雇用や、時限の研究費で雇用する教員を兼任教員（非常勤講師）という。</p> <p>(2) 兼任教員（非常勤講師）は本評価基準における獣医学に関わる教育組織の教員数に算入できない。ただし、教員情報一覧には、担当科目名、総授業時間に対する授業担当時間の比を記載すること。</p>
特任教員	<p>(1) 基幹教員ではないが、これに相当する教員として学科（もしくは課程）に専属雇用されている者を特任教員という（管理職は除く）。</p> <p>(2) 臨床科目担当以外の特任教員については、基幹教員と同等の責任を持って獣医学生のための教育を担当し、かつ、給与が大学の運営費等から支出されている常勤教員である場合、獣医学教育が主務と見なせる教員として、本評価基準における獣医学に関わる教育組織の教員数に算入できる。ただし、研究あるいは教育を目的とする時限の競争的資金等で雇用されている者を算入することはできない。</p>
臨床教員	<p>(1) 動物病院における日常の診療を行いつつ、モデル・コア・カリキュラムとして実施する総合参加型臨床実習を附属獣医教育病院の基幹教員の指導監督下で担当する教員を臨床教員という。臨床教員には、臨床科目担当の特任教員も含む。</p> <p>(2) 臨床教員は、獣医学教育が主務と見なせる教員として、本評価基準における獣医学に関わる教育組織の教員数に算入できる。ただし、大学の運営費等あるいは病院運営経費等で常勤雇用され、かつ、3年以上の臨床経験が必要とされる。さらに、特定診療科の専門医としての技量をもち、相当機関からの認定資格を有することが望ましい。詳細規定は各大学の定めるところによる。</p>